

**1 家賃**

- (1) 家賃は、世帯の所得に応じて、法令で定められた計算方法により算出します。各年の所得の変動に対応するため、年度ごとに家賃を見直します。
- (2) **毎年、「収入申告書」を提出しなければなりません。**これは、家賃決定のために必要なものですので、この**収入申告書が期限までに提出されない場合やその書類に不備がある場合は、最も高い家賃（近傍同種の住宅の家賃）が適用されることとなります。**なお、期限後の当該年度中に遅れて提出された場合は、翌々月分から変更となります。決定した以前の家賃をさかのぼって減額することはありませんので、ご注意ください。
- (3) **毎月の家賃を納める期限は、その月の末日です。**例えば、4月分家賃は4月30日までに納付しなければなりません。口座振替の方は、振替日（毎月27日）の前日までに引落しができるよう入金しておいてください。なお、振替処理は、1回限りです。残高不足で引落し不能となった場合は、県営住宅指定管理者（住宅課分室）に連絡し、納付書を使って銀行窓口でお支払いください。
- 県営駐車場を使用している方の駐車場使用料も家賃と同じ扱いです。
- 法令により、3か月以上滞納した場合は、滞納家賃の全額一括支払と住宅の明渡しを請求します。なお、明け渡さない場合は、裁判を行うこととなります。明渡し判決後に明け渡さない場合は、裁判所による強制執行を行っています。

**2 各種手続き等について****(1) 収入申告**

入居者は、毎年度収入の申告が義務づけられています。（毎年6月頃文書で提出を求めます。）それによって家賃が設定されます。

入居者からの収入申告がない場合には、近傍同種の住宅の家賃が課せられます。  
（根拠：法第16条及び第28条）

**(2) 承継入居の承認申請**

入居者（名義人）が、死亡又は退去した場合に同居していた者が引き続き居住しようとする場合には、その事実発生後30日以内に県営住宅承継入居承認申請書を提出して知事の承認を受けなければなりません。

（根拠：条例第11条）

**(3) 同居承認申請**

入居者は、県営住宅入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、県営住宅同居承認申請書を提出して知事の承認を受けなければなりません。

（根拠：条例第21条第2項）

**(4) 同居親族の異動**

入居後の出生、同居者が転出または死亡した等、同居者に異動があったときは、その日から10日以内に同居者異動届を提出しなければなりません。

（根拠：規則第20条）

(5) 連帯保証人の変更

入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認が必要となります。また、連帯保証人に死亡等の事実が発生したとき、連帯保証人が極度額（保証する額）を払い終えたときは、連帯保証人を変更しなければなりません。

連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、知事に届け出なければなりません。

(根拠：条例第12条)

(6) 住宅内の模様替え又は増築等

やむを得ず、県営住宅の用途変更、県営住宅の模様替え又は増築をしようとするときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。

(根拠：条例第22条)

(7) 県営住宅の明渡し

県営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の10日前までに県営住宅明渡し届を提出し、退去検査を受けなければなりません。

(根拠：条例第24条)

(8) 駐車場の使用

入居者又は同居者が県管理の駐車場を使用しようとするときは、県営住宅駐車場使用許可申請書、自動車保管場所使用許可証明願を提出し、知事の許可を受けなければなりません。

(根拠：条例第30条)

(9) 入居者の保管義務

入居者は、当該県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければなりません。また、入居者が、当該県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、その旨を知事に届け出なければなりません。

(根拠：条例第18条)

(10) 転貸等の制限

入居者は、当該県営住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはいけません。

(根拠：条例第21条第1項)

(11) 入居の許可の取消し等

入居者が次のいずれかに該当するときは、入居の許可の取消し又は住宅の明渡しを請求されることがあります。

- ① 入居手続の内容に虚偽があったことが判明したとき。
- ② 条例第8条の5の許可を得ないで入居したとき。
- ③ 家賃を3か月以上滞納したとき。
- ④ 県営住宅等を故意に損傷したとき。
- ⑤ 正当な事由がなくて引き続き15日以上県営住宅を使用しないとき。
- ⑥ 他に生活の本拠を有することが判明したとき。
- ⑦ 暴力団員であることが判明したとき。(同居者が該当する場合を含む。)
- ⑧ 他の入居者に著しく迷惑をかける行為をし、知事が当該行為の停止その他必要な措置を命じたにもかかわらず、これに従わないとき。

- ⑨ 条例第18条、第21条又は第22条の規定に違反したとき。
- ⑩ 正当な事由がなくて条例第29条の立入検査を拒否したとき。
- ⑪ その他知事が県営住宅の管理上必要があると認めるとき。

(根拠：条例第25条)

(注) 法とは「公営住宅法（昭和26年法律第193号）」

条例とは「香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）」

規則とは「香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）」

### 3 禁止事項

- (1) 県営住宅は、屋内外ともペット（犬・猫等）を飼うことは一切できません。
- (2) 団地内の指定場所以外の道路や敷地に、自動車等を止めてはいけません。
- (3) 騒音や悪臭を出す等、他人に迷惑をかける行為をしてはいけません。ベランダは常に整理し鳥などの糞をかたづけてください。
- (4) 住宅を事務所や塾など住宅以外の用途に使用することはできません。
- (5) 他の者に転貸や入居の権利を譲渡してはいけません。
- (6) 許可なく住宅を工事すること（壁に穴を開ける等）はできません。風呂やエアコンの取付けは、県の指定した要領で行わなければなりません。
- (7) 衛星放送アンテナ、FMアンテナ等を自分の占有部分以外の場所（屋上・通路など）に設置してはいけません。個人の物品や室外機を置くこともできません。

禁止事項・承認申請・届出義務に違反した場合、法令により、明渡請求の対象となることがありますので、ご注意ください。

### 4 その他の事項

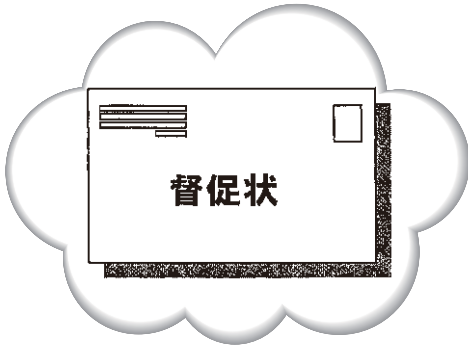
- (1) 法令により、**住民票の異動**手続きをしなければなりません。市役所や町役場で、入居世帯全員の県営住宅の所在地への異動を行ってください。この手続きを怠ると、今後の手続きに支障が生ずるばかりでなく、不正入居となる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 退去するときは、10日前までに「県営住宅明渡届」を提出しなければなりません。退去検査の際は、立会いが必要です。入居者負担となる修繕範囲については、その費用を負担しなければなりません。なお、敷金は、この入居者負担となった退去修繕費などを差し引いて清算することになります。
- (3) 婚約の状態が入居された方は、入居指定日から2ヵ月以内に住民票（夫または妻の記載があるもの）を提出しなければなりません。この提出がない場合は、入居資格を失うため、退去していただくことになります。
- (4) ゴミ出し・周辺清掃等は、自治会へお問い合わせください。
- (5) 万一に備えて、家財等の火災保険の加入をお勧めします。

# 家賃の支払期限は、守ってください。



毎月使用料（家賃）は支払期限に遅れないようにしましょう。また、口座振替の場合は、残高の確認をしておきましょう！

滞納すると

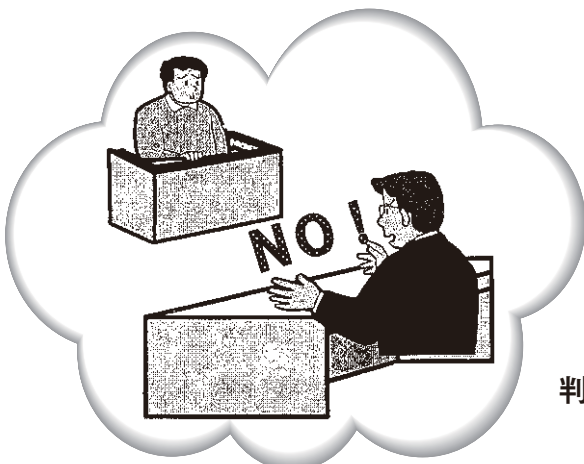


早く払わなきゃ

これで安心!!



放置すると



判決が出ると

